

意見提出者	個人
1. 項目	「ダウンロード違法化」
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>①ただでさえ、その創作物等が、著作権法で保護される著作物なのかどうかの法的判断自体、難しい。このような状況下、違法ダウンロードの「禁止」だけでなく、これに「処罰」がつくとなると、過剰委縮がおこり、やらなくてもいいダウンロード委縮がおこり、ネット利用が大きく阻害される。</p> <p>②これにネットの「ブロッキング」が「合体」すると「ネット大検閲」、一大利用阻害がおきる。著作権法違反のものはネット上ブロックされるとなると、その違法判断の困難さより、関係ないものまで用心のためブロックされてしまい、ネット上に創作物等をアップすることがしにくい、できなくなってしまう。</p> <p>これはネット殲滅、ネット壊滅に繋がる危険が大きい。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法30条1項3号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	著作権法30条1項3号の削除と、「フェアユース」の一般条項導入等「フェアユース」の範囲を広くとること